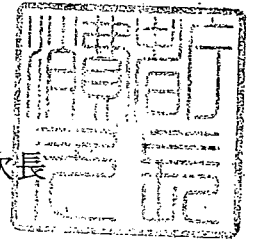




消食表第378号
平成23年8月31日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

消費者庁次長



「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」の一部改正について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)及び食品衛生法施行規則及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する命令(平成23年内閣府令・厚生労働省令第5号)が本日公布されたところである。

これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成22年10月20日付け消食表第377号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、関係者に対する周知をお願いする。

なお、改正後の次長通知全文を別添のとおり添付する。

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
1 制度の概要 (1) 食品に係る表示について ア 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（以下「府令」という。）第1条第1項に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨（以下「物質名」という。）を表示するものであること。 イ なお、物質名の表示は、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。 ウ 府令別表第3の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については、物質名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨（以下「用途名」という。）を表示するものであること。 エ 一般に広く使用されている名称（以下「簡略名」という。）を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 オ 府令別表第5の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称（以下「一括名」という。）をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 カ 府令別表第3の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。 キ 府令別表第3の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。 ク 府令第1条第1項第11号ハに掲げるあんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリルまたはフルジオキソニルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。 (2) 添加物及びその製剤に係る表示について ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物（府令別表第2に掲げるものを除く。）にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。 イ～オ （略） 2 運用上の留意事項 (1) 食品に係る表示について ① 物質名表示関係 （略） ② 用途名表示関係 ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、府令別表第3の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。	1 制度の概要 (1) 食品に係る表示について ア 規則別表第3に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキヤリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨（以下「物質名」という。）を表示するものであること。 イ なお、物質名の表示は、規則別表第1に掲げる名称により行うこと。 ウ 一般に広く使用されている名称（以下「簡略名」という。）を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 エ 規則別表第8の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称（以下「一括名」という。）をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。 オ 規則別表第5の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。 カ 規則別表第5の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。 キ 別表第3の1.1.1のハに掲げるかんきつ類及びバナナにあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾールまたはイマザリルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。 (2) 添加物及びその製剤に係る表示について ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物（規則別表第4に掲げるものを除く。）にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。 イ～オ （略） 2 運用上の留意事項 (1) 食品に係る表示について ① 物質名表示関係 （略） ② 用途名表示関係 ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、規則別表第5の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。

また、規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物にあって、附令別表第3の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添1及び別添3の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであっても、附令別表第3の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

イ 当該添加物の使用において、規則別表第3の中欄に掲げるものうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。

ウ 附令別表第3の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。

③ その他

ア～オ (略)

カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレングジ類については、昭和46年3月17日環食化第223号により、サッカリン又はサッカリナトリウムを含む食品については昭和50年7月25日環食化第32号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかをを使用したかんきつ類については昭和52年5月2日環食化第28号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和53年8月30日環食化第36号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成4年11月6日衛食化第80号により、フルジオキシニルを使用したあんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、さくら、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごについては平成23年8月31日消食表第370号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。

(2)～(3) (略)

別紙1～2 (略)

別紙3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1～7 (略)	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル フルジオキシニル
8		

また、規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物にあって、規則別表第5の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添1及び別添3の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであっても、規則別表第5の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

イ 当該添加物の使用において、規則別表第5の中欄に掲げるものうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。

ウ 規則別表第5の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。

③ その他

ア～オ (略)

カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレングジ類については、昭和46年3月17日環食化第223号により、サッカリン又はサッカリナトリウムを含む食品については昭和50年7月25日環食化第32号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかをを使用したかんきつ類については昭和52年5月2日環食化第28号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和53年8月30日環食化第36号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成4年11月6日衛食化第80号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。

(2)～(3) (略)

別紙1～2 (略)

別紙3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1～7 (略)	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル
8		

別紙 4	
1 ～12 (略)	
13 水素イオン濃度調整剤	
(1) 定義 食品を適切なpH領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、中華麵類にかんすいの目的で使用される場合を除く。	(1) 定義 食品を適切なpH領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、中華麵類にかんすいの目的で使用される場合を除く。
(2) 一括名 水素イオン濃度調整剤又はpH調整剤	(2) 一括名 pH調整剤
(3) 添加物の範囲 以下の添加物を水素イオン濃度調整剤としての目的で使用する場合。(以下略)	(3) 添加物の範囲 以下の添加物をpH調整剤としての目的で使用する場合。(以下略)
14 (略)	14 (略)
別紙 5 (略)	別紙 5 (略)

別紙 4	
1 ～12 (略)	
13 pH調整剤	
(1) 定義 食品を適切なpH領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、中華麵類にかんすいの目的で使用される場合を除く。	(1) 定義 食品を適切なpH領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、中華麵類にかんすいの目的で使用される場合を除く。
(2) 一括名 pH調整剤	(2) 一括名 pH調整剤
(3) 添加物の範囲 以下の添加物を水素イオン濃度調整剤としての目的で使用する場合。(以下略)	(3) 添加物の範囲 以下の添加物をpH調整剤としての目的で使用する場合。(以下略)
14 (略)	14 (略)
別紙 5 (略)	別紙 5 (略)

(改正後全文)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について(平成22年10月20日消食表第377号)

最終改正 平成23年8月31日消食表第378号
消費者庁次長から各都道府県知事, 保健所設置市長, 特別区長宛

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第113号)及び食品, 添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第372号)が本日公布され, これにより食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。)及び食品, 添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところである。

これに伴い, 「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成8年5月23日付け衛化第56号厚生省生活衛生局長通知)(以下「旧通知」という。)を別添のとおり変更し, 新たに通知を発出するものである。

なお, 本通知の制定に伴い, 旧通知は廃止する。

記

1 制度の概要

(1) 食品に係る表示について

ア 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(以下「府令」という。)第1条第1項に掲げる食品に含まれる添加物については, 栄養強化の目的で使用した添加物, 加工助剤及びキャリーオーバーを除き, すべて当該添加物を含む旨(以下「物質名」という。)を表示するものであること。

なお, 物質名の表示は, 規則別表第1に掲げる添加物(府令別表第2に掲げるものを除く。)については, 規則別表第1に掲げる名称により行うこと。

イ 府令別表第3の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については, 物質名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨(以下「用途名」という。)を表示するものであること。

ウ 一般に広く使用されている名称(以下「簡略名」という。)を有する添加物については, 簡略名をもって, 物質名の表示に代えることができるものであること。

エ 府令別表第5の上欄に掲げる目的で使用される添加物は, 下欄に掲げる名称(以下「一括名」という。)をもって, 物質名の表示に代えることができるものであること。

オ 府令別表第3の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は, 物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には, 用途名表示は省略できるものであること。

カ 府令別表第3の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は, 物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には, 「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるもの

であること。

キ 府令第1条第1項第11号ハに掲げるあんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリルまたはフルジオキソニルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物（府令別表第2に掲げるものを除く。）にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。

イ 添加物及びその製剤については、規格基準の有無に係わらず、名称、消費期限又は賞味期限、製造所所在地、製造者氏名及び「食品添加物」の文字等の表示を要するものであること。

ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において表示量の規定がある添加物については、その重量パーセントを表示するものであること。

エ 添加物製剤については、着香の目的で使用されるものを除き、その成分及び重量パーセントを表示するものであること。

オ ビタミンAの誘導体については、ビタミンAとしての重量パーセントを表示するものであること。

2 運用上の留意事項

(1) 食品に係る表示について

① 物質名表示関係

ア 物質名の表示において、「含有」、「使用」、「含む」、「添加」等の文字を併記しなくとも差し支えないこと。

イ 規則別表第1に掲げる添加物の物質名の表示において、規則別表第1に掲げる名称のほかに簡略名を用いることができる添加物及びその簡略名は、別紙1に掲げる範囲であること。

また、同種の機能の添加物を併用する場合は、別紙2に掲げる例示に従い簡略化した表示を用いても差し支えないものであること。

ウ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号、以下「名簿」という。）に掲げる添加物（以下「既存添加物」という。）の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる品名（細分類の品名を含む。以下同じ。）により行うものであること。

エ 食品衛生法第4条第3項に規定する天然香料（以下「天然香料」という。）の物質名の表示は、別添2に掲げる基原物質名又は別名により行うものであること。

なお、天然香料の物質名表示にあつては、基原物質名又は別名に「香料」の文字を附すこと。

オ 一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるもの（以下「一般飲食物添加物」という。）の物質名の表示は、別添 3 に掲げる品名（細分類の品名を含む。以下同じ。）により行うものであること。

カ 別添 2 及び別添 3 に記載のない天然香料及び一般飲食物添加物の物質名の表示は、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

キ 規則別表第 1 に掲げる添加物以外の添加物について、物質名の表示に代えて使用できる簡略名は、別添 1 及び別添 3 の簡略名又は類別名（細分類の簡略名又は類別名を含む。以下同じ。）の項に示したこと。

なお、別添 1 及び別添 3 の用途欄に増粘安定剤と記載された多糖類を 2 種以上併用する場合には、簡略名として「増粘多糖類」を使用して差し支えないものであること。

② 用途名表示関係

ア 規則別表第 1 に掲げる添加物のうち、府令別表第 3 の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙 3 に例示したこと。

また、規則別表第 1 に掲げる添加物以外の添加物にあつて、府令別表第 3 の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添 1 及び別添 3 の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであつても、府令別表第 3 の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

イ 当該添加物の使用において、府令別表第 3 の中欄に掲げるもののうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。

ウ 府令別表第 3 の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。

③ その他

ア 各一括名の定義及び物質名の表示において一括名を用いることができる添加物の範囲は、別紙 4 のとおりであること。

イ 加工助剤またはキャリアオーバーに該当するか否かについては、規則に示した定義に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものであること。

ウ 原材料に由来する添加物については、主要原材料か否かを問わず、規則にいうキャリアオーバーに該当する場合に表示が免除されるものであること。

エ 規則別表 1 に掲げる添加物のうち栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別紙 5 のとおりであること。

また、規則別表第 1 に掲げる以外の添加物であつて、栄養強化の目的で使用された

ものと認められる添加物の範囲は、別添 1 及び別添 3 の用途の項に「強化剤」として例示したこと。

なお、これらの添加物を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が必要であること。

オ 調製粉乳にあっては、栄養強化の目的で使用されたものであっても、従来どおり主要な混合物として表示を要するものであること。

カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和 46 年 3 月 17 日環食化第 223 号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和 50 年 7 月 25 日環食化第 32 号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和 52 年 5 月 2 日環食化第 28 号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和 53 年 8 月 30 日環食化第 36 号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成 4 年 11 月 6 日衛化第 80 号により、フルジオキソニルを使用したあんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごについては平成 23 年 8 月 31 日消食表第 370 号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア 添加物の名称及びその製剤の成分の表示にあっては、一括名又は簡略名を名称として用いることはできないこと。

イ 規則別表第 1 に掲げる添加物の表示は規則別表第 1 に掲げる名称により行うこと。既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称または別添 1 に掲げる品名により行うものであること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添 2 及び別添 3 に掲げる品名により行うものであること。ただし、別添 2 及び別添 3 に記載のない添加物にあっては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

ウ 添加物製剤の成分の重量パーセント表示に関し、規則別表第 1 に掲げる以外の添加物の製剤において、その重量パーセントの表示は、当該製剤の製造における当該添加物の配合量を基準として行うこと。

(3) その他

ア 添加物の表示においては、いずれの場合においても「天然」又はこれに類する表現の使用は認められないものであること。

イ 物質名又は簡略名の表示は、規則別表第 1、名簿、別紙 1、別添 1、別添 2 及び別添 3 に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関係営業者及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、片仮名、漢字を用いても差し支えないもの

であること。

別紙1

簡略名一覧表

物 質 名	簡 略 名
亜硝酸ナトリウム	亜硝酸 Na
L-アスコルビン酸	アスコルビン酸, V.C
L-アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸 Ca, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸ナトリウム	アスコルビン酸 Na, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸2-グルコシド	アスコルビン酸, ビタミンC, V.C
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル	アスコルビン酸エステル, ビタミンC, V.C
L-アスパラギン酸ナトリウム	アスパラギン酸ナトリウム, アスパラギン酸 Na
アセチル化アジピン酸架橋デンプン	加工デンプン
アセチル化酸化デンプン	加工デンプン
アセチル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン
DL-アラニン	アラニン
亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸 Na
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	アルギニングルタミン酸塩
アルギン酸カリウム	アルギン酸 K
アルギン酸カルシウム	アルギン酸 Ca
アルギン酸ナトリウム	アルギン酸 Na
アルギン酸プロピレングリコールエステル	アルギン酸エステル
安息香酸ナトリウム	安息香酸 Na
L-イソロイシン	イソロイシン
5'-イノシン酸二ナトリウム	イノシン酸ナトリウム, イノシン酸 Na
5'-ウリジル酸二ナトリウム	ウリジル酸ナトリウム, ウリジル酸 Na
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	EDTA カルシウムナトリウム, EDTA-Ca・Na
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	EDTA ナトリウム, EDTA-Na
エリソルビン酸ナトリウム	エリソルビン酸 Na, イソアスコルビン酸 Na
エルゴカルシフェロール	ビタミンD, V.D
塩化カリウム	塩化K
塩化カルシウム	塩化Ca

塩化第二鉄	塩化鉄
塩化マグネシウム	塩化 Mg
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	加工デンプン, オクテニルコハク酸デンプン Na
オルトフェニルフェノール	OPP
オルトフェニルフェノールナトリウム	オルトフェニルフェノール Na, OPP—Na
オレイン酸ナトリウム	オレイン酸 Na
カゼインナトリウム	カゼイン Na
カルボキシメチルセルロースカルシウム	CMC—Ca, 繊維素グリコール酸 Ca
カルボキシメチルセルロースナトリウム	CMC—Na, 繊維素グリコール酸 Na, CMC
β-カロテン	カロチン, カロチン色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテン, カロテン色素, カロテノイド, カロテノイド色素
5'-グアニル酸二ナトリウム	グアニル酸ナトリウム, グアニル酸 Na
クエン酸イソプロピル	クエン酸エステル
クエン酸一カリウム	クエン酸カリウム, クエン酸 K
クエン酸三カリウム	クエン酸カリウム, クエン酸 K
クエン酸カルシウム	クエン酸 Ca
クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄 Na
クエン酸三ナトリウム	クエン酸 Na
グリセリン脂肪酸エステル	グリセリンエステル
グリチルリチン酸二ナトリウム	グリチルリチン酸ナトリウム, グリチルリチン酸 Na
グルコン酸カリウム	グルコン酸 K
グルコン酸カルシウム	グルコン酸 Ca
グルコン酸ナトリウム	グルコン酸 Na
L-グルタミン酸	グルタミン酸
L-グルタミン酸アンモニウム	グルタミン酸アンモニウム
L-グルタミン酸カリウム	グルタミン酸カリウム, グルタミン酸 K
L-グルタミン酸カルシウム	グルタミン酸カルシウム, グルタミン酸 Ca
L-グルタミン酸ナトリウム	グルタミン酸ナトリウム, グルタミン酸 Na
L-グルタミン酸マグネシウム	グルタミン酸マグネシウム, グルタミン酸 Mg
ケイ酸カルシウム	ケイ酸 Ca
ケイ酸マグネシウム	ケイ酸 Mg
コハク酸一ナトリウム	コハク酸ナトリウム, コハク酸 Na

コハク酸二ナトリウム	コハク酸ナトリウム, コハク酸 Na
コレカルシフェロール	ビタミンD, V.D
コンドロイチン硫酸ナトリウム	コンドロイチン硫酸 Na
酢酸デンプン	加工デンプン
酢酸ナトリウム	酢酸 Na
サッカリンナトリウム	サッカリン Na
酸化デンプン	加工デンプン
酸化マグネシウム	酸化 Mg
三二酸化鉄	酸化鉄
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸 Na
次亜硫酸ナトリウム	次亜硫酸 Na, 亜硫酸塩
L-システイン塩酸塩	システイン塩酸塩, システイン
5'-シチジル酸二ナトリウム	シチジル酸ナトリウム, シチジル酸 Na
ジフェニル	DP
ジブチルヒドロキシトルエン	BHT
ジベンゾイルチアミン	チアミン, ビタミンB1, V.B1
ジベンゾイルチアミン塩酸塩	チアミン, ビタミンB1, V.B1
DL-酒石酸	酒石酸
L-酒石酸	酒石酸
DL-酒石酸水素カリウム	酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリウム, 重酒石酸K
L-酒石酸水素カリウム	酒石酸カリウム, 酒石酸K, 重酒石酸カリウム, 重酒石酸K
DL-酒石酸ナトリウム	酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na
L-酒石酸ナトリウム	酒石酸ナトリウム, 酒石酸 Na
硝酸カリウム	硝酸K
硝酸ナトリウム	硝酸 Na
食用赤色2号	赤色2号, 赤2
食用赤色2号アルミニウムレーキ	食用赤色2号, 赤色2号, 赤2, アマランス
食用赤色3号	赤色3号, 赤3
食用赤色3号アルミニウムレーキ	食用赤色3号, 赤色3号, 赤3, エリスロシン
食用赤色40号	赤色40号, 赤40
食用赤色40号アルミニウムレーキ	食用赤色40号, 赤色40号, 赤40, アルラレッドAC

食用赤色 102 号	赤色 102 号, 赤 102
食用赤色 104 号	赤色 104 号, 赤 104
食用赤色 105 号	赤色 105 号, 赤 105
食用赤色 106 号	赤色 106 号, 赤 106
食用黄色 4 号	黄色 4 号, 黄 4
食用黄色 4 号アルミニウムレーキ	食用黄色 4 号, 黄色 4 号, 黄 4, タートラジン
食用黄色 5 号	黄色 5 号, 黄 5
食用黄色 5 号アルミニウムレーキ	食用黄色 5 号, 黄色 5 号, 黄 5, サンセツトイエローFCF
食用緑色 3 号	緑色 3 号, 緑 3
食用緑色 3 号アルミニウムレーキ	食用緑色 3 号, 緑色 3 号, 緑 3, ファストグリーン FCF
食用青色 1 号	青色 1 号, 青 1
食用青色 1 号アルミニウムレーキ	食用青色 1 号, 青色 1 号, 青 1, ブリリアントブルー FCF
食用青色 2 号	青色 2 号, 青 2
食用青色 2 号アルミニウムレーキ	食用青色 2 号, 青色 2 号, 青 2, インジゴカルミン
ショ糖脂肪酸エステル	ショ糖エステル
シリコーン樹脂	シリコーン
水酸化カリウム	水酸化 K
水酸化カルシウム	水酸化 Ca
水酸化マグネシウム	水酸化 Mg
ステアリン酸カルシウム	ステアリン酸 Ca
ステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸 Mg
ステアロイル乳酸カルシウム	ステアロイル乳酸 Ca, ステアリル乳酸 Ca
ステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸 Na, ステアリル乳酸 Na
ソルビタン脂肪酸エステル	ソルビタンエステル
D-ソルビトール	ソルビトール, ソルビット
ソルビン酸カリウム	ソルビン酸 K
ソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 Ca
炭酸カリウム (無水)	炭酸カリウム, 炭酸 K
炭酸カルシウム	炭酸 Ca
炭酸水素ナトリウム	炭酸水素 Na, 重炭酸 Na, 重曹
炭酸ナトリウム	炭酸 Na

炭酸マグネシウム	炭酸 Mg
チアベンダゾール	TBZ
チアミン塩酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
チアミン硝酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
チアミンセチル硫酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
チアミンチオシアン酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
チアミンラウリル硫酸塩	チアミン, ビタミンB1, VB1
L-テアニン	テアニン
鉄クロロフィリンナトリウム	鉄クロロフィリン Na, 鉄葉緑素
デヒドロ酢酸ナトリウム	デヒドロ酢酸 Na
デンブングリコール酸ナトリウム	加工デンブン, デンブングリコール酸 Na
銅クロロフィリンナトリウム	銅クロロフィリン Na, 銅葉緑素
銅クロロフィル	銅葉緑素
dl- α -トコフェロール	トコフェロール, ビタミンE, V.E
トコフェロール酢酸エステル	酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸 V.E
d- α -トコフェロール酢酸エステル	酢酸トコフェロール, 酢酸ビタミンE, 酢酸 V.E
DL-トリプトファン	トリプトファン
L-トリプトファン	トリプトファン
DL-トレオニン	トレオニン, スレオニン
L-トレオニン	トレオニン, スレオニン
ニコチン酸アミド	ニコチン酸, ナイアシン
二酸化硫黄	二酸化イオウ, 亜硫酸塩
二酸化ケイ素	酸化ケイ素 (微粒二酸化ケイ素を用いる場合は, 「微粒二酸化ケイ素」と表示するほか, 「微粒酸化ケイ素」, 「微粒シリカゲル」という簡略名を用いることができる。)
二酸化炭素	炭酸
二酸化チタン	酸化チタン
乳酸カルシウム	乳酸 Ca
乳酸ナトリウム	乳酸 Na
ノルビキシンカリウム	ノルビキシンK, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテノイド, カロテノイド

ノルビキシナトリウム	色素 ノルビキシナ Na, 水溶性アナトー, アナトー, アナトー色素, カロチノイド, カロチノイド色素, カロテノイド, カロテノイド色素
パラオキシ安息香酸イソブチル	パラオキシ安息香酸, イソブチルパラベン
パラオキシ安息香酸イソプロピル	パラオキシ安息香酸, イソプロピルパラベン
パラオキシ安息香酸エチル	パラオキシ安息香酸, エチルパラベン
パラオキシ安息香酸ブチル	パラオキシ安息香酸, ブチルパラベン
パラオキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸, プロピルパラベン
L-バリリン	バリリン
パントテン酸カルシウム	パントテン酸 Ca
パントテン酸ナトリウム	パントテン酸 Na
L-ヒスチジン塩酸塩	ヒスチジン塩酸塩, ヒスチジン
ビスベンチアミン	チアミン, ビタミンB1, V.B1
ビタミンA	V.A
ビタミンA脂肪酸エステル	ビタミンAエステル, レチノールエステル, ビタミンA, V.A
ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン
ヒドロキシプロピルセルロース	HPC
ヒドロキシプロピルデンプン	加工デンプン
ヒドロキシプロピルメチルセルロース	HPMC
氷酢酸	酢酸
ピリドキシン塩酸塩	ピリドキシン, V.B6
ピロ亜硫酸カリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸カリウム, 亜硫酸K, 重亜硫酸カリウム, 重亜硫酸K
ピロ亜硫酸ナトリウム	亜硫酸塩, 亜硫酸ナトリウム, 亜硫酸Na, 重亜硫酸ナトリウム, 重亜硫酸Na, 亜硫酸ソーダ
ピロリン酸四カリウム	ピロリン酸K
ピロリン酸二水素カルシウム	ピロリン酸カルシウム, ピロリン酸Ca
ピロリン酸二水素二ナトリウム	ピロリン酸ナトリウム, ピロリン酸Na
ピロリン酸第二鉄	ピロリン酸鉄
ピロリン酸四ナトリウム	ピロリン酸Na
L-フェニルアラニン	フェニルアラニン

フェロシアン化カリウム	フェロシアン化K
フェロシアン化カルシウム	フェロシアン化 Ca
フェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化 Na
ブチルヒドロキシアニソール	BHA
フマル酸一ナトリウム	フマル酸 Na
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸 Ca
プロピオン酸ナトリウム	プロピオン酸 Na
プロピレングリコール脂肪酸エステル	プロピレングリコールエステル
没食子酸プロピル	没食子酸
ポリアクリル酸ナトリウム	ポリアクリル酸 Na
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸K
ポリリン酸ナトリウム	ポリリン酸 Na
D-マンニトール	マンニトール, マンニット
メタリン酸カリウム	メタリン酸K
メタリン酸ナトリウム	メタリン酸 Na
DL-メチオニン	メチオニン
L-メチオニン	メチオニン
メチルヘスペリジン	ヘスペリジン, ビタミンP, V.P
dl-メントール	メントール
l-メントール	メントール
モルホリン脂肪酸塩	モルホリン
L-リシンL-アスパラギン酸塩	リシン, リジン, リシンアスパラギン酸塩, リジンアスパラギン酸塩
L-リシン塩酸塩	リシン, リジン, リシン塩酸塩, リジン塩 酸塩
L-リシンL-グルタミン酸塩	リシン, リジン, リシングルタミン酸塩, リジングルタミン酸塩
5'-リボヌクレオチドカルシウム	リボヌクレオチドカルシウム, リボヌクレ オチド Ca, リボヌクレオタイドカルシウ ム, リボヌクレオタイド Ca
5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	リボヌクレオチドナトリウム, リボヌクレ オチド Na, リボヌクレオタイドナトリウ ム, リボヌクレオタイド Na
リボフラビン	V.B2
リボフラビン酪酸エステル	リボフラビン, ビタミンB2, V.B2
リボフラビン5'-リン酸エステルナトリ	リボフラビン, ビタミンB2, V.B2

ウム	
硫酸アルミニウムアンモニウム	アンモニウムミョウバン
硫酸アルミニウムカリウム	カリミョウバン, ミョウバン
硫酸カルシウム	硫酸 Ca
硫酸第一鉄	硫酸鉄
硫酸ナトリウム	硫酸 Na
硫酸マグネシウム	硫酸 Mg
DL-リンゴ酸	リンゴ酸
DL-リンゴ酸ナトリウム	リンゴ酸ナトリウム, リンゴ酸 Na
リン酸架橋デンプン	加工デンプン
リン酸化デンプン	加工デンプン
リン酸三カリウム	リン酸カリウム, リン酸 K
リン酸三カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸三マグネシウム	リン酸マグネシウム, リン酸 Mg
リン酸水素二アンモニウム	リン酸アンモニウム
リン酸二水素アンモニウム	リン酸アンモニウム
リン酸水素二カリウム	リン酸カリウム, リン酸 K
リン酸二水素カリウム	リン酸カリウム, リン酸 K
リン酸一水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸二水素カルシウム	リン酸カルシウム, リン酸 Ca
リン酸水素二ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸二水素ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸三ナトリウム	リン酸ナトリウム, リン酸 Na
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン	加工デンプン

別紙 2

同種の機能の添加物を併用した場合における簡略名の例

1 同種の添加物の酸及び塩を併用した場合

併用する物質名	簡 略 名
安息香酸及び安息香酸ナトリウム	安息香酸 (Na)
クエン酸及びクエン酸ナトリウム	クエン酸 (Na)
ソルビン酸, ソルビン酸カリウム及びソルビン酸カルシウム	ソルビン酸 (K, Ca)
乳酸, 乳酸ナトリウム及び乳酸カルシウム	乳酸 (Na, Ca)
氷酢酸及び酢酸ナトリウム	酢酸 (Na)
リン酸及びリン酸三ナトリウム	リン酸 (Na)

2 同種の添加物の塩を併用した場合

併用する物質名	簡 略 名
ケイ酸カルシウム及びケイ酸マグネシウム	ケイ酸塩 (Ca, Mg)
DL-酒石酸水素カリウム及びDL-酒石酸ナトリウム	酒石酸塩 (K, Na)
ステアリン酸カルシウム及びステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸塩 (Ca, Mg)
ステアロイル乳酸カルシウム及びステアロイル乳酸ナトリウム	ステアロイル乳酸塩 (Ca, Na)
炭酸ナトリウム及び炭酸マグネシウム	炭酸塩 (Na, Mg)
ピロリン酸二水素カルシウム及びピロリン酸四ナトリウム	リン酸塩 (Ca, Na)
ポリリン酸カリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (K)
ピロリン酸四ナトリウム及びポリリン酸ナトリウム	リン酸塩 (Na)
ピロリン酸四ナトリウム及びメタリン酸カリウム	リン酸塩 (Na, K)
フェロシアン化カリウム及びフェロシアン化ナトリウム	フェロシアン化物 (K, Na)

別紙 3

規則別表第 1 に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1	甘味料，人工甘味料又は合成甘味料	アセスルファムカリウム アスパルテーム キシリトール グリチルリチン酸二ナトリウム サッカリン サッカリンナトリウム スクラロース
2	着色料又は合成着色料	β-カロテン 食用赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 3 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色 102 号 食用赤色 104 号 食用赤色 105 号 食用赤色 106 号 食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ 食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ 食用緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ 三二酸化鉄 鉄クロロフィリンナトリウム 銅クロロフィル 銅クロロフィリンナトリウム 二酸化チタン ノルビキシンカリウム ノルビキシンナトリウム リボフラビン リボフラビン酪酸エステル リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム

3	保存料又は合成保存料	安息香酸 安息香酸ナトリウム ソルビン酸 ソルビン酸カリウム ソルビン酸カルシウム デヒドロ酢酸ナトリウム ナイシン パラオキシ安息香酸イソブチル パラオキシ安息香酸イソプロピル パラオキシ安息香酸エチル パラオキシ安息香酸ブチル パラオキシ安息香酸プロピル プロピオン酸 プロピオン酸カルシウム プロピオン酸ナトリウム 亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム
4	増粘剤，安定剤，ゲル化剤又は糊料	アセチル化アジピン酸架橋デンプン アセチル化酸化デンプン アセチル化リン酸架橋デンプン アルギン酸ナトリウム アルギン酸プロピレングリコールエステル オクテニルコハク酸デンプンナトリウム カルボキシメチルセルロースカルシウム カルボキシメチルセルロースナトリウム 酢酸デンプン 酸化デンプン デンプングリコール酸ナトリウム ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン ヒドロキシプロピルデンプン ポリアクリル酸ナトリウム メチルセルロース リン酸架橋デンプン

		リン酸化デンプン リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
5	酸化防止剤	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム エリソルビン酸 エリソルビン酸ナトリウム クエン酸イソプロピル ジブチルヒドロキシトルエン ブチルヒドロキシアニソール 没食子酸プロピル アスコルビン酸 アスコルビン酸ステアリン酸エステル アスコルビン酸ナトリウム アスコルビン酸パルミチン酸エステル dl- α -トコフェロール 亜硝酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム
6	発色剤	亜硝酸ナトリウム 硝酸カリウム 硝酸ナトリウム
7	漂白剤	亜硫酸ナトリウム 次亜硫酸ナトリウム 二酸化硫黄 ピロ亜硫酸カリウム ピロ亜硫酸ナトリウム
8	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム チアベンダゾール ジフェニル フルジオキシニル

別紙 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1 イーストフード

- (1) 定義 パン、菓子等の製造工程で、イーストの栄養源等の目的で使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 イーストフード
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をイーストフードの目的で使用する場合
- | | |
|--------------|--------------|
| 塩化アンモニウム | 塩化マグネシウム |
| グルコン酸カリウム | グルコン酸ナトリウム |
| 焼成カルシウム | 炭酸アンモニウム |
| 炭酸カリウム（無水） | 炭酸カルシウム |
| 硫酸アンモニウム | 硫酸カルシウム |
| 硫酸マグネシウム | リン酸三カルシウム |
| リン酸水素二アンモニウム | リン酸二水素アンモニウム |
| リン酸一水素カルシウム | リン酸二水素カルシウム |

2 ガムベース

- (1) 定義 チューインガム用の基材として使用される添加物製剤。
- (2) 一括名 ガムベース
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をガムベースとしての目的で使用する場合。
- | | |
|-------------------|------------------------------|
| エステルガム | グリセリン脂肪酸エステル |
| 酢酸ビニル樹脂 | ショ糖脂肪酸エステル |
| ソルビタン脂肪酸エステル | 炭酸カルシウム |
| ポリイソブチレン | ポリブテン |
| プロピレングリコール脂肪酸エステル | リン酸一水素カルシウム |
| リン酸三カルシウム | 別添 1 の用途欄に「ガムベース」と記載されている添加物 |

3 かんすい

- (1) 定義 中華麺類の製造に用いられるアルカリ剤で、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム及びリン酸類のカリウム又はナトリウム塩のうち1種以上を含む。
- (2) 一括名 かんすい
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物をかんすいとしての目的で使用する場合。

炭酸ナトリウム

ピロリン酸四カリウム

ピロリン酸四ナトリウム

ポリリン酸ナトリウム

メタリン酸ナトリウム

リン酸水素二カリウム

リン酸水素二ナトリウム

リン酸三ナトリウム

4 苦味料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、苦味の付与又は増強による味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 苦味料
- (3) 添加物の範囲 別添 1 及び別添 3 の用途欄に「苦味料等」と記載されている添加物（香辛料抽出物を除く）

5 酵素

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、その有する触媒作用を目的として使用された、生活細胞によって生産された酵素類であって、最終食品においても失活せず、効果を有する添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 酵素
- (3) 添加物の範囲 別添 1 の用途欄に「酵素」と記載された添加物

6 光沢剤

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、食品の保護及び表面に光沢を与える目的で使用される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 光沢剤
- (3) 添加物の範囲 別添 1 の用途欄に「光沢剤」と記載された添加物を光沢剤としての目的で使用する場合。

7 香料

- (1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、香気を付与又は増強するため添加される添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 香料又は合成香料
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。
- | | |
|----------|----------|
| アセトアルデヒド | アセト酢酸エチル |
|----------|----------|

アセトフェノン	アニスアルデヒド
アミルアルコール	α -アミルシンナムアルデヒド
アントラニル酸メチル	イオノン
イソアミルアルコール	イソオイゲノール
イソブチルアルデヒド	イソ吉草酸イソアミル
イソ吉草酸エチル	イソチオシアネート類
イソチオシアン酸アリル	イソバレルアルデヒド
イソブタノール	イソプロパノール
イソペンチルアミン	インドール及びその誘導体
γ -ウンデカラクトン	エステル類
2-エチル-3, 5-ジメチルピラジン	エチルバニリン
及び2-エチル-3, 6-ジメチルピラジンの混合物	
2-エチルピラジン	2-エチル-3-メチルピラジン
2-エチル-5-メチルピラジン	5-エチル-2-メチルピリジン
エーテル類	オイゲノール
オクタナール	オクタン酸エチル
ギ酸イソアミル	ギ酸ゲラニル
ギ酸シトロネリル	ケイ皮酸
ケイ皮酸エチル	ケイ皮酸メチル
ケトン類	ゲラニオール
酢酸イソアミル	酢酸エチル
酢酸ゲラニル	酢酸シクロヘキシル
酢酸シトロネリル	酢酸シンナミル
酢酸テルピニル	酢酸フェネチル
酢酸ブチル	酢酸ベンジル
酢酸1-メンチル	酢酸リナリル
サリチル酸メチル	2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン
シクロヘキシルプロピオン酸アリル	シトラール
シトロネラール	シトロネロール
1, 8-シネオール	脂肪酸類
脂肪族高級アルコール類	脂肪族高級アルデヒド類
脂肪族高級炭化水素類	2, 3-ジメチルピラジン
2, 5-ジメチルピラジン	2, 6-ジメチルピラジン
2, 6-ジメチルピリジン	シンナミルアルコール
シンナムアルデヒド	チオエーテル類

チオール類	デカナール
デカノール	デカン酸エチル
5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン	2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン
テルピネオール	テルペン系炭化水素類
2, 3, 5-トリメチルピラジン	γ-ノナラクトン
バニリン	パラメチルアセトフェノン
バレルアルデヒド	ヒドロキシシトロネラール
ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール	ピペリジン
ピペロナール	ピラジン
ピロリジン	フェニル酢酸イソアミル
フェニル酢酸イソブチル	フェニル酢酸エチル
2-(3-フェニルプロピル)ピリジン	フェネチルアミン
フェノールエーテル類	フェノール類
ブタノール	ブチルアミン
ブチルアルデヒド	フルフラール及びその誘導体
プロパノール	プロピオンアルデヒド
プロピオン酸	プロピオン酸イソアミル
プロピオン酸エチル	プロピオン酸ベンジル
ヘキサン酸	ヘキサン酸アリル
ヘキサン酸エチル	ヘプタン酸エチル
1-ペリルアルデヒド	ベンジルアルコール
ベンズアルデヒド	2-ペンタノール
1-ペンテン-3-オール	芳香族アルコール類
芳香族アルデヒド類	d-ボルネオール
マルトール	N-メチルアントラニル酸メチル
5-メチルキノキサリン	6-メチルキノリン
5-メチル-6, 7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン	メチルβ-ナフチルケトン
2-メチルピラジン	2-メチルブタノール
3-メチル-2-ブタノール	2-メチルブチルアルデヒド
3-メチル-2-ブテナール	3-メチル-2-ブテナール
dl-メントール	1-メントール
酪酸	酪酸イソアミル
酪酸エチル	酪酸シクロヘキシル

酪酸ブチル
リナロオール

ラクトン類
別添 2 に掲げる添加物

8 酸味料

(1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、酸味の付与又は増強による味覚の向上又は改善のために使用される添加物及びその製剤。

(2) 一括名 酸味料

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を酸味料としての目的で使用する場合。

アジピン酸

クエン酸

クエン酸三ナトリウム

グルコノデルタラクトン

グルコン酸

グルコン酸カリウム

グルコン酸ナトリウム

コハク酸

コハク酸一ナトリウム

コハク酸二ナトリウム

酢酸ナトリウム

DL-酒石酸

L-酒石酸

DL-酒石酸ナトリウム

L-酒石酸ナトリウム

二酸化炭素

乳酸

乳酸ナトリウム

水酢酸

フマル酸

フマル酸一ナトリウム

DL-リンゴ酸

DL-リンゴ酸ナトリウム

リン酸

別添 1 の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

9 チューインガム軟化剤

(1) 定義 チューインガムを柔軟に保つために使用する添加物及びその製剤。

(2) 一括名 軟化剤

(3) 添加物の範囲 以下の添加物をチューインガム軟化剤としての目的で使用する場
合。

グリセリン

プロピレングリコール

ソルビトール

10 調味料

(1) 定義 食品の製造又は加工の工程で、味の付与又は味質の調整等味覚の向上又は改
善のために使用される添加物及びその製剤。

ただし、もっぱら甘味の目的で使用される甘味料、酸味の目的で使用される酸味
料又は苦味の目的で使用される苦味料を除く。

(2) 一括名 調味料（アミノ酸等）等

(3) 添加物の範囲 以下の添加物を調味料としての目的で使用する場合。

① アミノ酸

L-アスパラギン酸ナトリウム

L-アルギニンL-グルタミン酸塩

グリシン

L-グルタミン酸アンモニウム

L-テアニン

L-トリプトファン

L-トレオニン

L-ヒスチジン塩酸塩

DL-メチオニン

L-リシンL-アスパラギン酸塩

L-リシンL-グルタミン酸塩

DL-アラニン

L-イソロイシン

L-グルタミン酸

L-グルタミン酸ナトリウム

DL-トリプトファン

DL-トレオニン

L-バリン

L-フェニルアラニン

L-メチオニン

L-リシン塩酸塩

別添1の用途欄に「調味料」と記載された添加物（アミノ酸に限る）

② 核酸

5'-イノシン酸二ナトリウム

5'-グアニル酸二ナトリウム

5'-リボヌクレオチドカルシウム

5'-ウリジル酸二ナトリウム

5'-シチジル酸二ナトリウム

5'-リボヌクレオチド二ナトリウム

③ 有機酸

クエン酸カルシウム

グルコン酸カリウム

コハク酸

コハク酸二ナトリウム

DL-酒石酸水素カリウム

DL-酒石酸ナトリウム

乳酸カルシウム

フマル酸一ナトリウム

クエン酸三ナトリウム

グルコン酸ナトリウム

コハク酸一ナトリウム

酢酸ナトリウム

L-酒石酸水素カリウム

L-酒石酸ナトリウム

乳酸ナトリウム

DL-リンゴ酸ナトリウム

④ 無機塩

塩化カリウム

リン酸水素二カリウム

リン酸水素二ナトリウム

リン酸三ナトリウム

粗製海水塩化カリウム

リン酸三カリウム

リン酸二水素カリウム

リン酸二水素ナトリウム

塩水湖水低塩化ナトリウム液

ホエイソルト

11 豆腐用凝固剤

- (1) 定義 大豆から調製した豆乳を豆腐様に凝固させる際に用いられる添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 豆腐用凝固剤又は凝固剤
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を豆腐用凝固剤としての目的で使用する場合。
- | | |
|-------------|--------------|
| 塩化カルシウム | 塩化マグネシウム |
| グルコノデルタラクトン | 硫酸カルシウム |
| 硫酸マグネシウム | 粗製海水塩化マグネシウム |

12 乳化剤

- (1) 定義 食品に乳化，分散，浸透，洗浄，起泡，消泡，離型等の目的で 사용되는添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 乳化剤
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を乳化剤としての目的で使用する場合
- ① 乳化剤を主要用途とするもの。
- | | |
|--------------------|---------------|
| オクテニルコハク酸デンプンナトリウム | グリセリン脂肪酸エステル |
| ショ糖脂肪酸エステル | ステアロイル乳酸カルシウム |
| ステアロイル乳酸ナトリウム | ソルビタン脂肪酸エステル |
| プロピレングリコール脂肪酸エステル | ポリソルベート20 |
| ポリソルベート60 | ポリソルベート65 |
| ポリソルベート80 | |
- 別添1の用途欄に「乳化剤」と記載された添加物
- ② プロセスチーズ，チーズフード及びプロセスチーズ加工品に①に掲げるものに加えて乳化剤として使用されるもの。

クエン酸カルシウム	クエン酸三ナトリウム
グルコン酸カリウム	グルコン酸ナトリウム
ピロリン酸四カリウム	ピロリン酸二水素カルシウム
ピロリン酸二水素二ナトリウム	ピロリン酸四ナトリウム
ポリリン酸カリウム	ポリリン酸ナトリウム
メタリン酸カリウム	メタリン酸ナトリウム
リン酸三カリウム	リン酸三カルシウム
リン酸水素二アンモニウム	リン酸二水素アンモニウム
リン酸水素二カリウム	リン酸二水素カリウム
リン酸一水素カルシウム	リン酸二水素カルシウム
リン酸水素二ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム

リン酸三ナトリウム

13 水素イオン濃度調整剤

- (1) 定義 食品を適切な pH 領域に保つ目的で使用される添加物及びその製剤。ただし、中華麺類にかんすいの目的で使用される場合を除く。
- (2) 一括名 水素イオン濃度調整剤又は pH 調整剤
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を水素イオン濃度調整剤としての目的で使用する場合。

アジピン酸	クエン酸
クエン酸三ナトリウム	グルコノデルタラクトン
グルコン酸	グルコン酸カリウム
グルコン酸ナトリウム	コハク酸
コハク酸一ナトリウム	コハク酸二ナトリウム
酢酸ナトリウム	DL-酒石酸
L-酒石酸	DL-酒石酸水素カリウム
L-酒石酸水素カリウム	DL-酒石酸ナトリウム
L-酒石酸ナトリウム	炭酸カリウム（無水）
炭酸水素ナトリウム	炭酸ナトリウム
二酸化炭素	乳酸
乳酸ナトリウム	氷酢酸
ピロリン酸二水素二ナトリウム	フマル酸
フマル酸一ナトリウム	DL-リンゴ酸
DL-リンゴ酸ナトリウム	リン酸
リン酸水素二カリウム	リン酸二水素カリウム
リン酸水素二ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム

別添 1 の用途欄に「酸味料」と記載された添加物

14 膨脹剤

- (1) 定義 パン、菓子等の製造工程で添加し、ガスを発生して生地を膨脹させ多孔性にするとともに食感を向上させる添加物及びその製剤。
- (2) 一括名 膨脹剤、膨張剤、ベーキングパウダー又はふくらし粉
- (3) 添加物の範囲 以下の添加物を膨脹剤としての目的で使用する場合。

アジピン酸	L-アスコルビン酸
塩化アンモニウム	クエン酸
クエン酸カルシウム	グルコノデルタラクトン
DL-酒石酸	L-酒石酸

DL-酒石酸水素カリウム
炭酸アンモニウム
炭酸カルシウム
炭酸水素ナトリウム
炭酸マグネシウム
乳酸カルシウム
ピロリン酸二水素カルシウム
ピロリン酸四ナトリウム
フマル酸一ナトリウム
ポリリン酸ナトリウム
メタリン酸ナトリウム
硫酸アルミニウムアンモニウム
DL-リンゴ酸
リン酸三カルシウム
リン酸二水素カリウム
リン酸二水素カルシウム
リン酸二水素ナトリウム

L-酒石酸水素カリウム
炭酸カリウム（無水）
炭酸水素アンモニウム
炭酸ナトリウム
乳酸
ピロリン酸四カリウム
ピロリン酸二水素二ナトリウム
フマル酸
ポリリン酸カリウム
メタリン酸カリウム
硫酸カルシウム
硫酸アルミニウムカリウム
DL-リンゴ酸ナトリウム
リン酸水素二カリウム
リン酸一水素カルシウム
リン酸水素二ナトリウム

別紙5

栄養強化の目的が考えられる添加物の範囲

(1) ビタミン類 (33 品目)

L-アスコルビン酸	L-アスコルビン酸カルシウム
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル	L-アスコルビン酸ナトリウム
L-アスコルビン酸 2-グルコシド	L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル
エルゴカルシフェロール	β -カロテン
コレカルシフェロール	ジベンゾイルチアミン
ジベンゾイルチアミン塩酸塩	チアミン塩酸塩
チアミン硝酸塩	チアミンセチル硫酸塩
チアミンチオシアン酸塩	チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩
チアミンラウリル硫酸塩	トコフェロール酢酸エステル
d- α -トコフェロール酢酸エステル	ニコチン酸
ニコチン酸アミド	パントテン酸カルシウム
パントテン酸ナトリウム	ピオチン
ビスベンチアミン	ビタミンA
ビタミンA脂肪酸エステル	ピリドキシン塩酸塩
メチルヘスペリジン	葉酸
リボフラビン	リボフラビン酪酸エステル
リボフラビン 5'-リン酸エステルナトリウム	

(2) ミネラル類 (30 品目)

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る)	L-アスコルビン酸カルシウム
塩化カルシウム	塩化第二鉄
塩化マグネシウム	クエン酸カルシウム
クエン酸第一鉄ナトリウム	クエン酸鉄
クエン酸鉄アンモニウム	グリセロリン酸カルシウム
グルコン酸カルシウム	グリコン酸第一鉄
酸化マグネシウム	水酸化カルシウム
水酸化マグネシウム	ステアリン酸カルシウム

炭酸カルシウム

銅塩類（グルコン酸銅及び硫酸銅に限る）

乳酸鉄

ピロリン酸第二鉄

硫酸第一鉄

リン酸三カルシウム

リン酸一水素カルシウム

炭酸マグネシウム

乳酸カルシウム

ピロリン酸第二水素カルシウム

硫酸カルシウム

硫酸マグネシウム

リン酸三マグネシウム

リン酸二水素カルシウム

(3) アミノ酸類（24 品目）

L-アスパラギン酸ナトリウム

L-アルギニンL-グルタミン酸塩

グリシン

L-グルタミン酸カリウム

L-グルタミン酸ナトリウム

L-システイン塩酸塩

DL-トリプトファン

DL-トレオニン

L-バリン

L-フェニルアラニン

L-メチオニン

L-リシン塩酸塩

DL-アラニン

L-イソロイシン

L-グルタミン酸

L-グルタミン酸カルシウム

L-グルタミン酸マグネシウム

L-テアニン

L-トリプトファン

L-トレオニン

L-ヒスチジン塩酸塩

DL-メチオニン

L-リシンL-アスパラギン酸塩

L-リシンL-グルタミン酸塩

別添 1～3 〔省略〕